

イ 船橋市議会

○議会運営委員会の行政視察報告(抜粋)

- ・視 察 日 平成31年1月31日(木)
- ・視察事項 決算審査について

《調査の概要》

予算決算委員会は、平成29年第2回定例会から導入し、常任委員会の位置づけである。議案付託後5つの分科会(常任委員会でもある総務、健康福祉、市民環境経済、建設、文教)で、担当する事項を審査している。分科会では質疑のみが行われ、全体会において総括質疑が行われている。

ここにおける発言時間は、各会派の所属議員数により異なるが、質疑終了後、議案ごとに討論、採決を行っている。

予算決算の審査に当たっては、全議員がこれに関与しているため、予算と決算の流れが一元的に把握できる仕組みとなっている。

従前は、予算委員会も決算委員会も各5日を要していた。

予算決算委員会の設置に当たっては、委員会運営要領及び申合せを策定するとともに、分科会運営要綱及び要領も策定した。さらに、予算決算委員会における分科会担当割振りの確認を行うための理事会設置についても、要綱及び要領を策定した。

《考察》

船橋市議会における予算決算委員会による審議は、全議員がこれに関与することにより理解度を深めていると感じた。

決算の状況を踏まえた上での予算審議は、決算及び予算の動向についての理解度を深め、円滑な予算審議に資するものであると評価できる。特に、全会派、全議員がこれに参画していることにより共通の認識の下に予算審議ができることは、審議の効率性にも通じていると考える。

予算決算委員会の構成・開催方法は、効率的手法がとられていると感じた。審議時間が十分なのか課題を感じるころではあるが、所管事項等の調査まで発展せず、議案審査に集中して審議するならば、日程変更がなく審議が進むと考える。加えて、予算・決算審議に当たって、分科会における審議に基づき全体会を実施しているが、全体会はあるものの、他の分科会の審議内容に関してどのような理解をしているのか、疑問も感じた。

課題は、理事会に分科会長がいないので、問題が起きることがある。分科会での審議で全体への質問ができない。全体会で採決したものが本会議でも採決することになるが、全員が委員であり全体会と本会議の関係をどのように整理するか検討が必要であると感じた。

また、審議時間は各常任委員会付託案件終了後、分科会を開催して審議しているが、十分な時間が確保できるのかも課題と感じた。

本市議会においては、決算特別委員会が組織され、決算報告書に基づき議論をしているが、決算審査がどのように予算編成に活かされているのか疑問に感じるころである。委員長報告のみでは決算における課題がどこにあるのか、全議員がこれを理解しているとは言い難い。また、予算・決算を同時に、同一の議員が行うことは、

予算編成の経過についても、より分かりやすくなると感じた。

本市における決算審査が、次年度以降の予算編成にどのように生かされるのか検証する意味においても、船橋市の取組に関して更に研究をしてみる必要があると感じた。加えて、予算編成に当たっては、決算の過程で得られた課題を迅速に反映していくことが求められるが、議会における予算審査をどのようにしていくか、議会運営委員会等の場で検討を継続していくことが必要であると考えます。

○現行の審査機関を採用した理由

予算案について、分割付託をすることなく、議案を1本で審査することにより、委員会における表決の整合性や修正案の提出を可能とする。また、常任委員会として設置することにより、必要に応じて1年中開催できる体制を取り、監視機能を強化する。

決算審査の在り方については、審査した当初予算等の執行状況について、同じメンバーが審査を行うことにより、施策の改善について翌年度予算に意見・要望を反映させることが可能となる。